

選定療養費（180日を超える入院）について

入院期間（今回の入院以前3ヶ月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関に入院していた期間を含む）が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、入院基本料の15%を180日超に係る保険外併用療養費『選定療養（保険外）』として、下記の料金を自己負担していただきます。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

急性期一般入院料1 . . . 1日につき 2,629円（税込） / 日

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、選定療養費の徴収はいたしません。

- ・ 重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く）重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
- ・ 悪性新生物に対する腫瘍用薬（重篤な副作用を有するものに限る。）を投与している状態
- ・ ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態。
- ・ 人工呼吸器を使用している状態
- ・ 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態。
- ・ 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る。）
- ・ 末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態
- ・ 呼吸管理を実施している状態
- ・ 頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態
- ・ 肺炎等に対する治療を実施している状態
- ・ 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者
- ・ 15歳未満の患者

等

令和7年4月1日
高崎総合医療センター 院長